

衆院憲法審査会

自由討議要旨

2021.4.15

衆院憲法審査会で十五日行われた各党による自由討議の要旨は次の通り。(国民投票法改正案に関する法案審議部分は省略)

外出できず、投票できない。憲法で保障された選挙権が行使できない重大な事態だ。投票できない状況は、国民投票法も同様。憲法違反の状態は放置されるべきではない。

新藤義孝氏(自民) 国民投票法は投票環境向上とCM規制など投票の質の向上、それぞれの観点から議論は続けていく。投票法の問題が片付かないので憲法本体(の議論)はまだ先だというのが全くおかしな話。憲法と国民投票法、二つの議論を同時並行で進めていく。

道下大樹氏(立憲民主) 公職選挙法の不備で、新型コロナ検査で陽性となると、宿泊・自宅療養を余儀なくされ、

えれば、本当に全国民の意見を反映できるのか。最低投票率やCM規制など課題が残っている。政治の最優先課題はコロナ対策で改憲や国民投票法ではない。憲法が規定する生存権を保障するため、どう



国民投票法改正案の審議と各党の自由討議が行われた衆院憲法審査会(15日、国会)

いう施策が必要かを議論すべきだ。

足立康史氏(維新) コロナ禍で学んだのは、憲法や法律に緊急事態における統治の規律が十分でない中、国民の権利や自由への制限が崩壊し、的に恒常化されることこそ恐れるべきだということ。権利保護や民主的統制のメカニズムを組み込んでおくことが重要だ。

山尾志桜里氏(国民民主) コロナ禍という緊急事態で感じるのは、「緊急事態条項」が危険なのではないということ。むしろ緊急時の権力行使に実態面、手続き面で枠付けがないこと、それを平時に冷静に議論していない状況こそが危険な状態を生んでいる。

野田毅氏(自民) 安全保障問題にせよ私学助成にせよ、日本はこれまで解釈改憲のオンパレードで今日までやってきた。世界情勢も変わったのだから、与野党、政局を超えて改憲を議論しなければならぬ時代になっている。

大串博志氏(立民) 現実的に見て、憲法改正国民投票の可能性が目の前に迫っているわけではないのは誰の目にも明らか。議論の時間が限られているわけではない。CM規制も含めてみんなが納得するよう議論を尽くすべきだ。

盛山正仁氏(自民) 二〇〇六年に国連総会で採択された障害者権利条約は、短時間でまとめることが大事だということ。強い意志を持って協調と妥協を図り、結実した。国民投票法もこの考え方が当てはま

る。合意できたところから少しずつ改正を重ね、よりよいものに仕上げていくべきだ。

奥野総一郎氏(立民) 国民投票法で大事なものは、投票にゆがみがなく、きちんと民意が吸い上げられること。これなくしてどんなにいい(改憲案の)成案を得たとしても、きちんとした結果が投票に反映されない。(審議中の改正案を)急いで採決しても、公正な投票は担保されない。

城内実氏(自民) 寺社は災害で被災しようが、コロナで参拝者が激減し運営難になろうが、憲法で定められた政教分離の観点から公的支援は行われたいという実情がある。公益法人の中で宗教法人のみが除外されたのであれば極めて不合理だ。